

徳島県警察官（サイバー犯罪捜査官 A）採用選考試験案内

令和 7 年 5 月 2 日
徳島県警察本部

徳島県警察官（サイバー犯罪捜査官 A）の採用選考試験を次のとおり行います。

受 付 期 間 令和 7 年 5 月 2 日(金) ～ 令和 7 年 6 月 20 日(金)
第 1 次 試 験 日 令和 7 年 7 月 20 日(日)
第 1 次 試 験 会 場 徳島県警察学校（徳島市論田町中開51-1）

郵送による申込みは、令和 7 年 6 月 20 日までの消印のあるものにより受け付けます。

1 採用予定人員及び職務内容

区 分	採用予定人員	職 務 内 容
警 察 官 (サイバー犯罪捜査官 A)	1 名	警察本部等において専門的知識及び経験を生かし、サイバー犯罪捜査等の業務に従事します。

2 受験資格等

(1) 資格

次のアからウまでの全ての要件を満たす者

ア 昭和41年 4 月 2 日から平成13年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 次の(ア)から(コ)までのいずれかの資格又はこれらに相当する資格を有する者

- (ア) ITストラテジスト
- (イ) システムアーキテクト
- (ウ) プロジェクトマネージャ
- (エ) ネットワークスペシャリスト
- (オ) データベーススペシャリスト
- (カ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (キ) ITサービスマネージャ
- (ク) システム監査技術者
- (ケ) 情報処理安全確保支援士
- (コ) 応用情報技術者

※ 「これらに相当する資格」とは、旧システムアナリスト、旧ソフトウェア開発技術者、旧第一種情報処理技術者、旧情報セキュリティスペシャリスト等をいう。

ウ 情報処理に関する有用な職歴を 3 年以上有する者

(2) 身体基準

視 力	両眼とも、裸眼視力が 0. 6 以上又は矯正視力が 1. 0 以上であること。
色 覚	警察官としての職務遂行に支障がないこと。
その他	警察官として職務遂行に支障のない健全な身体であること。

(3) その他

日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

3 試験の方法及び内容

(1) 試験内容（一部変更する場合があります。）

区 分	試験種目	内 容
第 1 次試験	教養試験	大学卒業程度の択一式による筆記試験（警察官として必要な一般的知識及び知能についての試験）
	専門試験	択一式及び記述式による筆記試験（必要な専門的知識についての試験）
	論文試験	表現力等についての記述式による筆記試験
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体基準についての検査
	適性検査	職務遂行に必要な適性面での検査（検査結果は、第 2 次試験で実施する口述試験の参考とします。）
第 2 次試験	口述試験	人物についての個別面接による試験
	身体精密検査	健康度（胸部、循環器疾患等）についての医学的検査（所定の「身体検査票」の提出を求めます。）

(2) 第 2 次試験の日程等

第 2 次試験の日程及び試験場所等は、第 1 次試験の合格者に別途通知します。

4 申込手続

(1) 申込みの方法

受験申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添付の上、郵送又は持参により徳島県警察本部警務課人事係に提出してください。受験申込書を郵送する場合は、封筒に入れ、「申込書同封」と朱書して、簡易書留により、徳島県警察本部警務課人事係宛に送付してください。郵送については、令和 7 年 6 月 20 日までの消印のあるものに限り受け付けます。

○ 2 の (1) のイの資格を有することを証明する書類の写し

7 月上旬に第 1 次試験の集合時間、携行品等について記載した受験要領を郵送します。

なお、7 月 11 日 (金) までに「受験要領」が到着しない場合は、電話で警察本部まで問い合わせてください。

(2) 写真の貼付

受験申込書には、写真欄の箇所に最近 6 カ月以内に撮影した本人の写真を貼ってください。

5 合格から採用まで

- (1) 第 2 次試験に合格した者は、徳島県人事委員会の選考を経て、徳島県巡査部長として採用されます。
- (2) 採用は、令和 8 年 4 月 1 日の予定です。

6 給与・赴任旅費等

- (1) 初任給は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年徳島県条例第 27 号）等の規定により、職歴等を考慮して決定します。

(例) 大学を卒業し、10 年間の情報処理に関する職歴を有する者が 32 歳で採用になった場合の初任給は、約 299,300 円です。

- (2) 各種手当として、地域手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されるほか、該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等が支給されます。
- (3) 採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。
- (4) 勤務に必要な被服等が支給されます。

7 問い合わせ先及び申込先

〒770-8510 徳島県徳島市万代町 2 丁目 5 番地 1
徳島県警察本部警務課人事係 TEL (088) 621-2953